

平成二十年十月十七日受領
答弁第一〇五号

内閣衆質一七〇第一〇五号

平成二十年十月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出介護職員の医療行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出介護職員の医療行為に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、平成十九年三月に、「ALS（筋萎縮性側索硬化症）およびALS以外の療養患者・障害者における、在宅医療の療養環境整備に関する研究」の結果が取りまとめられたことから、同年四月に、厚生労働省の関係部局において、これらを踏まえた検討を開始したところであるが、在宅等で必要とされる医療行為の実態等について更に把握する必要があることから、これらに関する調査研究の動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っているところである。

現時点で検討の結果をお示しできる時期をお答えすることは困難であるが、速やかに結論が得られるよう努めてまいりたい。

三について

厚生労働省としては、介護現場において必要な医療が確保されるよう、介護保険施設における看護職員の配置に対する介護報酬上の評価や看護職員と介護職員との協働の推進方策等について検討を進めてまいりたい。